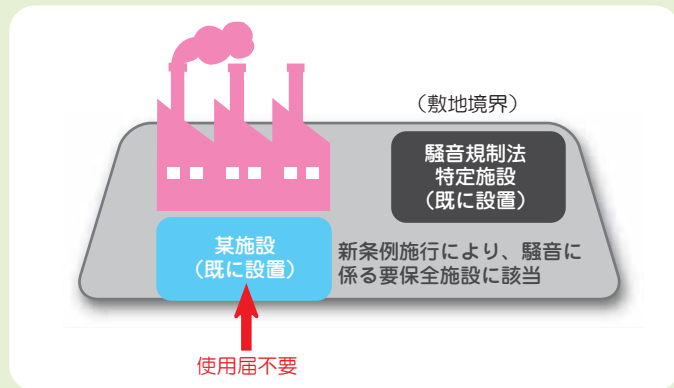
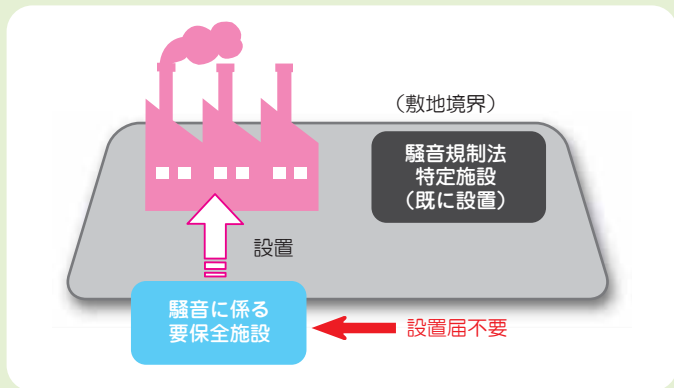


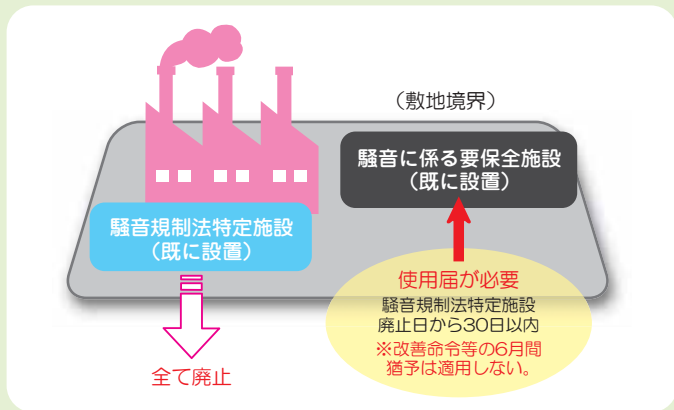
騒音規制法特定施設を有する場合の特例

騒音規制法に基づく特定施設を有する工場・事業場の場合、次のような特例があります。

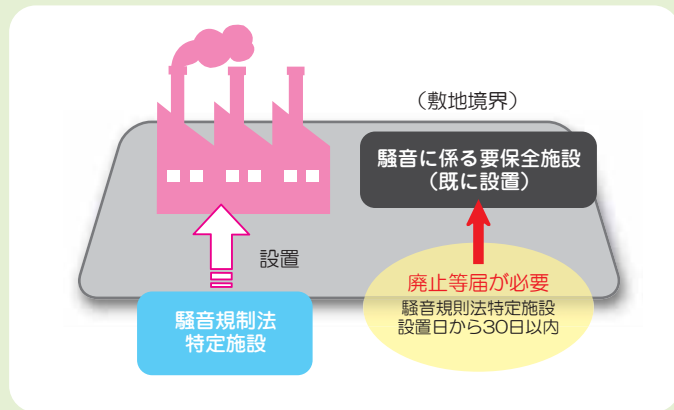
- (1) 騒音規制法特定施設を有する者が、同一工場・事業場内に騒音に係る要保全施設を設置する場合
- (2) 騒音規制法特定施設を有する者が、同一工場・事業場内に騒音に係る要保全施設を設置している場合



- (3) 騒音に係る要保全施設を有する者が、同一工場・事業場内に設置されている騒音規制法特定施設の全てを廃止した場合



- (4) 騒音に係る要保全施設を有する者が、同一工場・事業場内に騒音規制法特定施設を設置した場合



5 届出が必要な施設(悪臭)

施設の種類	規模要件
獣畜・魚介類・鳥類の臓器・骨皮・羽毛等を原料とする飼料・肥料製造用の原料置場、蒸解施設又は乾燥施設	全てのもの
菌体かす(焼酎かす・酒かすなど)・でん粉かすを主原料とする飼料・肥料製造用の原料置場又は乾燥施設	
パルプ・紙製造用の蒸解施設又は薬液回収施設	
鶏ふん乾燥業の鶏ふん乾燥施設	

6 事故時の措置 (要保全施設設置の有無に関わらず、全ての工場・事業場が対象)

工場・事業場における事故、破損その他のトラブル(天災を含む。)により、その工場・事業場から発生し、又は排出するばい煙や汚水等によって、人の健康又は周辺の生活環境に被害が生じたとき、又は被害を及ぼすおそれがあると認める場合は、直ちにその事故について応急措置を講ずるとともに、事故の復旧に努めなければなりません。

また、上記のような事故等が発生した場合は、速やかにその状況や応急措置の概要等を市に報告してください。

※事故等の連絡は、本庁環境課まで

